

衛生研究所再整備基本・実施設計業務委託 公募型プロポーザル募集要領

1 目的

福島県衛生研究所は、昭和48年に建築され築50年を超えており、近年、建物及び設備の老朽化が著しく進行しております。

また、検査技術の進歩に伴い、公定法に新たに追加された分析や遺伝子検査スペースの確保が困難であることなど、現状の施設及び設備に大きな課題があります。

これらに加え、健康危機発生に備えた検査体制の強化や感染症情報センターの機能強化に取り組む必要があります。このようなことから、建物及び設備の老朽化の解消や健康危機発生時の検査対応の変化及び将来的な検査需要の変化等に対応できる新たな施設を整備することとしました。

衛生研究所再整備基本・実施設計業務委託の設計者選定に当たっては、新施設に求められる機能を十分に理解し、設計に反映できる優れた技術力や創造力を有する設計者を広く募集する必要があることから、公募型プロポーザルを実施します。

2 業務の名称

衛生研究所再整備基本・実施設計業務委託

3 設計者選定方式

公募型プロポーザル方式

4 主催及び事務局

- (1) 主 催 福島県
- (2) 事務局 福島県保健福祉部薬務課

5 事業の概要

当施設については、以下の内容を予定しております。

- (1) 施設名称 福島県衛生研究所
- (2) 主要用途 事務所
- (3) 建設地 福島県福島市永井川字原田7番1
- (4) 施設計画
 - ①施設構成 衛生研究所の移転に伴う別敷地への新築
 - ②主要施設 ・庁舎棟

- ・屋根付き駐輪場（約 10 台）
- ・駐車場（約 40 台）（うち車庫（カーポート）3 台）
- ③延べ面積 庁舎棟 4,500 m²以内
- ④構 造 鉄筋コンクリート造を想定
- ⑤階 数 庁舎棟：原則 3 階建て、車庫：平屋建て、駐輪場：平屋建て
- ⑥計画諸室 資料③ 衛生研究所再整備所要室一覧表による
- ⑦工 事 費 約 49 億円（消費税込み）
 - ・建築工事、電気設備工事、機械設備工事のほか、造成工事、外構工事を含む
 - ・令和 9 年度以降の工事实施を想定し、物価や労務単価の上昇等を加味した額
 - ・現施設の解体工事は含まない（解体予定なし）
- ⑧全体工程 令和 7 年度 測量調査（別発注）
 - （予定） 令和 8～9 年度 基本設計・実施設計（造成設計含む）
 - 地質調査（基本・実施設計とは別発注）
 - 令和 9～10 年度 造成工事
 - 令和 10～11 年度 建築工事
 - 令和 12 年度 供用開始

（5）整備条件等

- ①敷地面積 約 4,000 m²（6,134 m²から分筆予定）
- ②前面道路 南側（市道日ノ下・新田ノ目線 道路幅員 11.25m）
- ③都市計画
 - ・都市計画区域内（市街化調整区域）
 - ・用途地域（指定なし）
- ④その他 建設エリアは牧草地であり、南側道路から 30cm 程度低くなっている。

（6）関連資料

建設予定地エリア及び整備計画概要等の詳細は、以下の資料を参照してください。本資料は、事務局ホームページからダウンロードすることができます。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045f/eikenpuropo.html>

- ・別図① 位置図・付近見取図
- ・別図② 敷地現況写真
- ・別図③ 現施設平面図
- ・資料① 衛生研究所再整備基本計画
- ・資料② 提案課題に関する補足資料
- ・資料③ 衛生研究所再整備所要室一覧表

（7）現地見学

現地見学のため建設予定地に立ち入ることを可としますが、路上駐車等により周辺施設の関係者に迷惑がかからないよう配慮してください。

なお、駐車場は案内しますので、3日前までに薬務課に御連絡ください。

6 プロポーザルの提案課題

本プロポーザルへの参加者は、以下の課題について提案してください。

(1) 検査機能の充実と安全で機能的な職場環境の整備に関する提案

- ① 検査の信頼性及び安全性の確保を図るとともに、機能性が高い施設配置と平面計画の提案
- ② 検査内容に応じたセキュリティ管理を実現しつつ、分野横断的な所内コミュニケーションを図ることが可能な動線計画の提案

(2) 災害に強く、健康危機発生への備えを有する施設に関する提案

- ① 災害時においても来庁者や職員の安全性を確保し、ライフラインが停止した際にも病原菌等の安全な管理と最低限の検査機能の継続が可能な構造及び設備の提案
- ② 健康危機に備えた検査資材の十分な備蓄と健康危機発生時の検査機能の拡充が可能な諸室配置と動線計画の提案

(3) 社会環境の変化に柔軟に対応し、継続的・長期的な業務運営が可能な施設に関する提案

- ① 検査需要の変化による機器の増設及び働き方改革やDX（デジタルトランスフォーメーション）のような社会的ニーズの変化による人や組織の増減などの可変性に配慮した構造及び設備の提案
- ② 長期間使用する財産として、検査機器の更新や維持管理の容易性に配慮した構造及び設備の提案

(4) 人と環境にやさしく、ライフサイクルコストの縮減に配慮した施設に関する提案

- ① 県民への情報発信や啓発の場として、周辺の景観と調和し、親しみやすく開かれた施設となる空間及び外観デザインの提案
- ② 省エネルギー化や県産材の積極的な活用等により環境負荷の低減を図るとともに、イニシャルコスト及びランニングコストの縮減に配慮した施設の提案

(5) その他の提案

前記のほか、本施設の整備において、参加者が特に重要と考える課題に関する独自の提案

7 スケジュール

- (1) 募集要領等の配布期間
令和7年10月21日（火）から令和7年12月18日（木）
- (2) 質問書の受付期間
令和7年10月21日（火）から令和7年11月5日（水）17時まで
- (3) 質問書に対する回答予定日
令和7年11月14日（金）
- (4) 参加表明書の提出期間
令和7年10月21日（火）から令和7年11月18日（火）17時まで
- (5) 技術提案書の提出期間
令和7年10月21日（火）から令和7年12月18日（木）17時まで
- (6) 第一次審査
令和8年1月中旬頃
- (7) 第一次審査結果発表及び通知
令和8年1月下旬頃
- (8) 第二次審査及びヒアリング
令和8年2月中旬頃
- (9) 第二次審査結果発表及び通知
令和8年3月上旬頃

8 参加資格等

(1) 資格要件

参加者の要件は、評価基準日（令和7年12月18日）において、次の①に掲げる条件を全て満たしている1者又は②に掲げる条件を全て満たしている設計共同体とします。

① 1者単独（設計共同体でないもの）

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

イ 建築士法の規定に基づく建築士事務所の閉鎖期間中の者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 評価基準日（令和7年12月18日）に福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）に基づく入札参加資格制限中のものでないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。

カ BSL^(※4)3以上を有し、延べ面積2,000㎡以上の研究所に係る実施設計の実

績を有するものであること。

※1 実施設計の実績とは、過去 15 年間の国内における実績（公共・民間を問わない）で、新築、増築又は改築とし、改修は含まない。

※2 増築又は改築の場合の実績については、当該増改築部分に限る。

※3 設計共同体の構成員（代表者に限らない。）として受注した実績を含む。

※4 「BSL（バイオセーフティレベル）」とは、WHO実験室バイオセーフティ指針（第3版）に基づき、微生物・病原体をその危険度に応じて4段階（BSL1～BSL4）に分類したものをいう。

キ 管理技術者は1名とし、意匠・構造・積算・建築設備（電気・機械）・土木の担当技術者（主任技術者（管理技術者の下で、担当技術者が行う各分野の業務を統括する役割を担う者をいう。）を含む。）との兼務は認めない。

ク 管理技術者の資格要件及び各分野の担当技術者のうち1名以上が有する必要がある資格要件は、以下のとおりとする。

なお、構造・積算・建築設備（電気・機械）・土木の担当技術者については、再委託も可能とする。

- ・管理技術者 : 一級建築士
- ・意匠担当技術者 : 一級建築士
- ・構造担当技術者 : 構造設計一級建築士
- ・積算担当技術者 : 建築積算士
- ・建築設備（電気・機械）担当技術者 : 設備設計一級建築士又は建築設備士

② 設計共同体（設計JV）

ア 2者又は3者で構成する設計共同体であること。

イ 構成員において決定された代表者（以下「代表構成員」という。）は、①ーア～カの全ての要件を満たす者であること。

ウ 管理技術者は、代表構成員から配置すること。

エ 構成員は、①ーア～オまでに掲げる条件を全て満たす者であること。

オ 設計共同体として、①ーキ及び①ークの要件を満たす者であること。

カ 設計共同体協定書を締結している者であること。

キ 設計共同体協定書においては、構成員等に係る次の事項を明確にすること。

- ・代表構成員に関すること
- ・構成員が分担する業務の内容に関すること
- ・業務が適切に分担されていること

（一つの分担業務を複数の構成員が共同で実施しないこと）

ク 構成員は、本プロポーザルにおいて、①の参加者又は他の設計共同体の構成

員となっていないこと。

(2) 技術提案書の提出

本プロポーザルの参加者が提出できる技術提案は、1 者又は1 設計共同体1 提案とします。

(3) 業務の再委託

- ・専門分野（管理技術者及び意匠担当技術者を除く。）の業務は、建築士法に基づき、設計業務の一部を他の設計事務所に再委託することができます。この場合、再委託事務所における設計者は一級建築士の資格を有している必要があります。
- ・再委託事務所の所在地については、制限を設けません。
- ・この再委託事務所は、(1)－①－ア～オの資格要件を満たす必要がありますが、本プロポーザルの参加者にはなれないこととします。
- ・建築士法に基づかない設計業務（積算・土木設計業務）を再委託する場合は、建築士事務所の登録を求めません。
- ・本プロポーザルの公告日から第二次審査結果発表（通知）までの間に、再委託事務所が13－⑦に抵触した場合は、参加者から提出のあった提案書を無効とします。
- ・建築士法に基づく設計業務を補助する業務の委託は、本項再委託の対象外となるため、当該業務の受託予定者（以下「協力者」という。）は、提出書類（様式3－2）に記載しないでください。
- ・協力者については、(1)－①－ウ～オの資格要件を満たす必要があります。

9 募集要領等

(1) 事務局ホームページからの取得

本プロポーザルの募集要領及び関係様式等の電子データは、事務局ホームページからダウンロードすることができます。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045f/eikenpuropo.html>

(2) プロポーザルに使用する様式

本プロポーザルにおいて使用する様式は、次のとおりです。詳細は「別紙 提出書類作成説明書」を参照してください。

- ① 参加表明書 (様式1)
- ② 主要業務実績 (様式2)
- ③ 管理技術者・主任技術者 (様式3－1－1、様式3－1－2)
- ④ 再委託事務所 (様式3－2)
- ⑤ 技術提案提出書 (様式4)

- ⑥ 技術提案書 (様式 5)
- ⑦ 質問書 (様式 6)
- ⑧ 取組体制説明書 (様式 7)
- ⑨ 業務報告書 (様式 8)
- ⑩ 設計共同体協定書 (例) (参考)

10 質問書

(1) 質問書の提出

- ① 提出様式
質問書 (様式 6)

- ② 提出方法

メールにより事務局 (yakumu@pref.fukushima.lg.jp) まで提出してください。メールの送信件名は、「【質問書】衛生研究所再整備基本・実施設計業務委託」とし、必ず電話 (024-521-7232) で送受信の確認を行ってください。

- ③ 提出期限

令和 7 年 10 月 21 日 (火) から令和 7 年 11 月 5 日 (水) 17 時まで

(2) 質問に対する回答

- ① 回答予定日

令和 7 年 11 月 14 日 (金)

- ② 回答方法

事務局ホームページに回答書を掲載します。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045f/eikenpuropo.html>

11 参加表明書

(1) 提出様式

- ① 参加表明書 (様式 1)
- ② 主要業務実績 (様式 2)
- ③ 管理技術者・主任技術者 (様式 3-1-1、様式 3-1-2)
- ④ 再委託事務所 (様式 3-2)

※注意事項

- ・設計共同体の場合は、①～③のほか、設計共同体協定書の写しを提出してください。
- ・設計共同体協定書 (例) の第 8 条第 2 項で記載している「設計共同体の分担業務額に関する協定書 (写し)」は、契約締結後 7 日以内に提出となります。
- ・詳細は、「別紙 提出書類作成説明書」を参照してください。

(2) 提出方法

一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により、配達日指定郵便で下記へ郵送してください。

〒960-8670

福島市杉妻町2番16号

福島県保健福祉部薬務課

衛生研究所再整備基本・実施設計業務委託

公募型プロポーザル担当者 宛て

(3) 提出期限

令和7年10月21日（火）から令和7年11月18日（火）17時まで

(4) その他

資格審査において、提出様式の記載内容に疑義が生じたときには、事務局より電話かメールで問い合わせる場合があります。

1.2 技術提案書

(1) 提出様式

① 技術提案提出書（様式4） 1部

② 技術提案書（様式5） 8部

③ 取組体制説明書（様式7） 1部

※注意事項

- ・技術提案書（様式5）はA3版2枚（片面使用）に横書きで記載してください。
- ・二次審査のヒアリングを要請された参加者（以下「ヒアリング要請者」という）は、「業務報告書（様式8）」を指定日までに事務局に提出してください。
- ・ヒアリング用の新たな資料の配布及び提案等は認めません。
- ・詳細は「別紙 提出書類作成説明書」を参照してください。

(2) 提出方法

一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により、配達日指定郵便で下記へ郵送してください。

〒960-8670

福島市杉妻町2番16号

福島県保健福祉部薬務課

衛生研究所再整備基本・実施設計業務委託

公募型プロポーザル担当者 宛て

(3) 提出期間

令和 7 年 10 月 21 日（火）から令和 7 年 12 月 18 日（木）17 時まで

1 3 失格条項等

次の各号のいずれかに該当する場合は、提出された技術提案書を無効とします。なお、提出期限の遅れによる無効で、一般書留又は簡易書留による配達記録がない場合の異議は、一切受け付けません。

- ① 提出者が本要領 8 に定める資格要件を満たしていない場合。
- ② 同一参加者が 2 つ以上の技術提案書を提出した場合。
- ③ 技術提案書の提出方法、提出先、提出期限が、本要領に適合しない場合。（参加資格及び技術提案書の確認書類が添付されていない場合を含む。）
- ④ 技術提案書の作成様式及び作成説明書に示された条件に適合しない場合。
- ⑤ 虚偽の内容が記載されている場合。
- ⑥ 技術提案書の提出から契約までの間に、（様式 3－1－1）及び（様式 3－1－2）に記載した管理技術者、主任技術者が本業務に携わることが困難となった場合。（病気、事故、退職等やむを得ない事情がある場合を除く。）
- ⑦ 審査委員又は本プロポーザルに関わる職員に技術提案書に対する援助、問い合わせを直接的又は間接的に求めた場合。
- ⑧ 第二次審査当日のヒアリングに出席しなかった場合。
- ⑨ 取組体制説明書（様式 7）に記載された者の中で、審査委員が関係する建築士事務所に所属する者がいる場合。

1 4 選定方針

本プロポーザルの審査は、第一次及び第二次審査の二段階方式で行います。

（1）第一次審査

応募者の中からヒアリング要請者を 4 者程度選定します。

（2）第二次審査

ヒアリング要請者からヒアリングを行い、最優秀及び次点各 1 者を選定します。

1 5 ヒアリング

第二次審査で行うヒアリング要請者からのヒアリングは、以下のとおりです。

（1）実施日等

- ① 日時 令和 8 年 2 月中旬頃
- ② 場所 福島県福島市内を予定（ヒアリング要請にあわせて通知します。）

（2）実施方法

- ① ヒアリングは公開で実施します。(ヒアリング後の審査は非公開)
- ② 管理技術者は必ず出席してください。
- ③ ヒアリング要請者側の出席者は、管理技術者を含め3名以内とします。
- ④ ヒアリング要請者及びその関係者が、他のヒアリングを傍聴することは認めません。
- ⑤ ヒアリング要請者には、技術提案書(様式5)の趣旨等の説明及び審査委員からの質疑への回答を求めます。
- ⑥ 技術提案書(様式5)の内容を拡大した投射(パワーポイント等)は可能とします。(その他説明資料の追加はできません。)
- ⑦ ヒアリング要請者には、ヒアリング参加報酬として1者当たり20万円を支払います。(ヒアリングに出席しなかった場合を除く。)
- ⑧ その他詳細な事項は、ヒアリング要請時にお知らせします。
- ⑨ 上記の実施方法を変更するときは、全てのヒアリング要請者の同意を得た上で改めることとします。

16 審査委員会

本プロポーザルにおいては、次の委員で構成する「衛生研究所再整備基本・実施設計業務委託公募型プロポーザル審査委員会」を設置し、厳正かつ公平な審査を行います。

石井 敏	東北工業大学建築学部建築学科教授
速水 清孝	日本大学工学部建築学科教授
後藤 幸永	一般社団法人福島県薬剤師会試験検査課長
加藤 敏史	福島県土木部営繕課長
風間 秀元	福島県保健福祉部薬務課長
伊藤 理	福島県衛生研究所長

17 審査結果

審査結果は、第二次審査により最優秀及び次点各1者が決定した後、ヒアリング要請者に通知します。

なお、事務局ホームページには、契約後に公表します。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045f/eikenpuropo.html>

18 技術提案書の取扱い

参加者から提出された技術提案書は、次の各号のとおり取り扱います。

- ① 提出された技術提案書は返却しません。

- ② 技術提案書の作成及び提出に要する費用は、参加者の負担とします。
- ③ 技術提案書に虚偽の記載をして無効とされた場合は、その者に対して入札参加制限措置を行うことがあります。
- ④ 提出された技術提案書に係る著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの提案者に帰属するものとします。
- ⑤ 技術提案書等の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き当該第三者の承諾を得ておくものとします。
(本件に関する責は、全て使用する参加者に帰すものとします。)
- ⑥ 技術提案書は、全て事務局ホームページにおいて公表します。
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045f/eikenpuropo.html>
なお、ヒアリング要請者以外の技術提案書は、参加者の名前を伏して公表します。
- ⑦ 主催者が、提案に関する説明、展示その他必要と認めるときは、当該技術提案書が無償で使用できるものとします。

19 設計業務の契約

(1) 契約の方法

福島県は、最優秀に選定された者を本業務受託候補者とし、福島県財務規則に基づく契約交渉を行います。

ただし、本要領8(1)－①ア～カの条件を満たさない場合は、当該候補者とは契約を締結せず、次点の者を本業務受託候補者とします。

(2) 業務内容

本施設の新築及び造成、並びに外構整備等に係る基本・実施設計

(3) 設計期間（履行期限）

契約締結の日から18か月程度

(4) その他

工事監理業務を委託する場合は、本業務の受託者と随意契約を行う予定です。

なお、その場合も本要領8(1)－①ア～カの条件を満たす必要があります。

20 工事の入札参加資格制限

本件業務を受注した者（再委託事務所含む）が、製造業又は建設業と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業又は建設業の企業は、本件業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことはできません。

2 1 その他

本プロポーザルへの参加に際しては、上記のほか、以下の事項に留意してください。

- ① 参加者側の理由で技術提案書の内容が履行できなくなった場合は、契約金額の減額、損害賠償、契約解除、違約金、委託業務等成績評定の減点等の措置を行う場合があります。
- ② 技術提案書の内容は発注者側の判断により採否を決定するため、最優秀に選定された場合でも、当該提案内容が実際の設計業務で全て採用されるものではありません。
- ③ 設計委託料は、福島県が定める算定方式（令和6年国土交通省告示第8号に準拠）により算出した金額以内とします。
- ④ 設計業務の契約後は、（様式3-1-1）及び（様式3-1-2）に記載した管理技術者、主任技術者を変更することはできません。（病気、事故、退職等やむを得ない事情の場合を除く。）
※ 工事監理業務を契約した場合も、設計共同体の構成員、（様式3-1-1）及び（様式3-1-2）に記載した管理技術者、意匠担当主任技術者の変更はできません。
- ⑤ 書類の作成において使用する言語、通貨、時刻及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に規定された単位とします。

2 2 問合せ先（事務局）

本プロポーザルに関する問い合わせ先は、以下のとおりです。

なお、事務局以外が質問に対する回答や資料提供を行うことはありません。

事務局：福島県保健福祉部薬務課

所在地：〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

電 話：024-521-7232（直通）

メール：yakumu@pref.fukushima.lg.jp